



江の川だより

2021.11.15
第7号

－みんなで取り組む江の川の流域治水－

新たな流域治水の取組を進めます

江の川の**流域治水**※1対策の一環として、少数の集落を対象とした**河川事業**による「**家屋個別移転**」を進めます。「**家屋個別事業**」は、江の川の氾濫により浸水被害の恐れのある家屋に対して、居住用の土地及び家屋を補償し、安全な地区へ移転して頂くもので、通常の堤防整備や水防災事業と比較し**早期の対策**が可能です。

流域治水の考えでは、**住まい方の工夫**も重要な対策の1つです。

「**家屋個別移転**」や「**防災集団移転促進制度**」（美郷町港地区など：江の川だより第6号に記載）も流域治水の一環として行うものです。

従来の堤防整備や水防災事業に移転事業も加え、**持続可能な地域の発展**を目指し、早期の治水対策を進めて参ります。

－河川事業による家屋個別移転－

住居用の土地・家屋を補償し、安全な地区へ移転してもらいます。



●対象となる家屋

計画高水位以下の居住用の家屋が対象です。まずは、江の川で近年連続で家屋浸水被害が発生した1～4戸の集落を対象に進めていきます。

河道管理断面内の居住用の家屋を対象とします



※計画高水位 (HWL) は、治水事業を行う際の基本となる水位です。通常堤防の計画を行う際は、この計画高水位に余裕高を加えたものが計画堤防高になります。

●補償内容は？

具体的な補償内容については、居住用の土地・家屋の調査を行い、各人ごとに補償金を適正に算定します。

●移転後の土地について

移転して頂いた土地を含め、周辺を河川区域の指定を行い、工作物の新築等制限を行います。
(※河川区域の指定までの間は、災害危険区域に指定し、市町村条例等による一定の規制・制限をかけます)

※1「流域治水」とは？

「**流域治水**」とは、気候変動の影響による水災害の激甚化、頻繁化を踏まえ堤防整備、ダム建設・再生などの対策をより一層加速させるとともに、さらに集水域（雨水が河川に流入するエリア）から氾濫域（河川等の氾濫により浸水が想定されるエリア）に関わる全員で水災害対策を行う考え方です。

対策の3つ柱

- ① 氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策
- ② 被害対象を減少させるための対策
- ③ 被害の軽減・早期復旧・復興のための対策

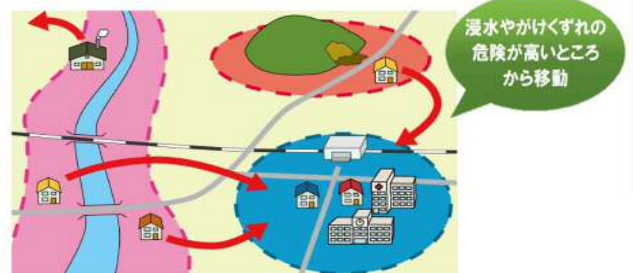
流域治水イメージ



住まい方の工夫

浸水が想定される区域の土地利用制限や、家屋移転、住宅の嵩上げ、高台整備等を行い、水災害リスクの軽減や、防災の視点を取り組んだまちづくりを行う事も重要な課題です。

江の川で行う防災集団移転促進事業や河川事業による家屋個別移転もこの考え方に基づいた対策です。



～地域と進める流域治水～

水防災ワークショップを実施しました

令和3年10月10日（日）に川本町の約30名を対象に、水防災ワークショップを「江の川水系流域治水協議会事務局主催」で実施しました。避難時の主な取り組みの発表や、自身の避難行動を助けるマイタイムラインの作成等を行いました。

流域治水対策では、これまでの河川整備にとらわれず、ハード・ソフトを織りませ、行政・地域住民一体となって、気候変動から地域の生活を守ります。

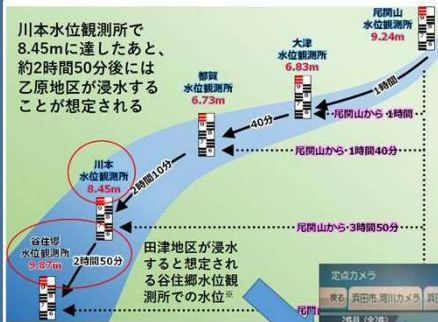
参加者のご感想

- ・マイタイムラインについて、よくわかりました。今後地区でも広め、避難行動に役立てたい。
- ・令和2年7月豪雨の出水被害について、ヘリコプターの映像等で他の地区の状況も知ることができた。
- ・訓練や各戸の連絡体制の確認、災害時に困らないよう取り組んでいこうと思いました。
- ・堤防整備等のハード対策も進めて欲しい。



住民代表によるワークショップでの発表

上流水位観測所の水位を目安に いつ地域周辺が浸水し始めるかを確認



※この時には既に道路が浸水が発生し避難が困難な状況になっている可能性があります。
氾濫発生を目安の水位は、HQ式にて換算して算定しています。実際とは異なる場合があります。
到達時間は、令和2年7月豪雨における到達時間を記載していますが、雨の降り方によって到達時間は異なります。

これらの水位や到達時間を覚えておき、河川監視カメラで水位を確認することで避難行動の参考となります。
（実績や計算上で算定された数値であるため、あくまで参考とし、市町から発表される避難情報を基本に行動するようにお願いします）



マイ・タイムライン検討ツール 「逃げキッド」を使って自分の避難計画を作成



マイタイムラインの作成はこちらのサイトで詳しく紹介しています→

国土交通省関東地方整備局下館河川事務所HP



江の川流域治水推進室：メンバー紹介コーナー

江津市は、江の川流域治水推進室員として建設政策課の職員4名を配置しています。

江津市は多くの整備対象区間を有しています。流域治水の考えのもと、推進室と一丸となって皆様のご意見をとりまとめながら一日でも早く整備が進むように国、県などの関係機関と連携をとりながら進めてまいりますので、よろしくをお願いします。



（写真：江津市役所新庁舎をバックに左から湯浅課長補佐、平田調整監、井上課長、宗近参事）

江津市は本年5月6日に新しい庁舎になりました。これまでの庁舎は昭和37年に建設され59年の間、江津市を見守ってきました。新しい庁舎の4階には展望広場が設けられていますので、お気軽にお越しください。

問い合わせ先

〒697-0034 島根県浜田市相生町 3973

国土交通省中国地方整備局 浜田河川国道事務所 Tel 0855-22-2480

〒695-0011 江津市江津町672番地4

国土交通省中国地方整備局 江の川流域治水推進室 Tel 0855-54-0377



推進室HP



浜田河川国道事務所Twitter